



鎌倉日和® Vol.30

発行日：2019年 初夏
編集 / 将星国際特許事務所

つばやき～事務所にて～ 紫陽花が鮮やかに咲く季節、鶴岡八幡宮の「鎌倉文華館 鶴岡ミュージアム®」が6月8日に開館します。オープンに先立ち商標登録も完了しました。ミュージアムショップも同日にオープンし、鎌倉ゆかりの品や鶴岡八幡宮オリジナルグッズも並ぶそうです。当事務所お客様の「鎌倉ブランド」も何点が販売される予定で、どんな品揃えになるのか、今からとても楽しみです。

鎌倉ブランドのお客様

●日本茶エンターテイメント

CHABAKKA TEA PARKS 様



昨年4月、御成通りにオープンした「チャバッカティーパークス」は、日本茶13種類を提供する日本茶専門店。オーナーの三浦氏は、以前アパレル業界にいただけあって、店内の装飾からお茶のパッケージ、オリジナルグッズなどをすべて自身でデザインしプロデュースしているそう。

開業からわずか1年ですが、メディアに引っ張りだこ。多忙をきわめる中、由比ヶ浜通りに2号店をオープンしました。大切にしていることやこれからの展望についてうかがいました。

●日本のものづくりを応援したい

「日本の斜陽産業を活気づけたい」と400種類以上のお茶を飲み比べ、日本茶について学びました。全国の茶畑に足を運び生産者と対話する中で、「品種や生産者によって全く違う味わいを持つ日本茶の魅力を伝える窓口になりたい。一方で、伝統や格式を重んじるお茶の世界では、柔軟な発信ができていないと、感じました。」自身ができる切り口は、ファッションや体験として楽しむ日本茶ではないかと考え、『お洒落に楽しむ日本茶エンターテイメント』のコンセプトに辿り着きました。

「お茶に興味のなかった若い人をターゲットに、おいしいお茶を通じて集い、同じ時や空間を共有する体験を提供する。だからTEA PARKSです。」



●付加価値を訴求する

一番の看板商品は「ドラフトティー」。ビールのように泡立つ冷茶で、業界初のオリジナル商品です。お客様自身でサーバーから好きな量を注いでもらい、色の変化を目で楽しみ、注ぎ方で変化する味を体感できます。取材中にも、訪れたお客様が歓声を上げながら楽しんでるのが印象的でした。



嗜好品にお金をかける新しい価値観の訴求に努め、定額制で飲み放題のサービスや、お客様が持ち込んだSWEETSと相性の良いお茶をペアリングするサービスなど、斬新な取り組みを続けています。

●お客様がヒントをくれる

「お洒落に目が行きがちですが、高品質なサービスを一番大切にしています。」店頭に立ち、お客様に自分の言葉でお茶のことを伝え、お客様との会話をヒントに製品化したり、新しいサービスやイベントを開催したりと常に進化し続けています。提供しているお茶はすべてオーガニックで生産者の顔が見える、味も品質も自信をもってお勧めできる自慢のお茶ばかり。それに付加価値をつけて新しい発信をしつづけるお店づくりに、これからも目が離せません。



CHABAKKA TEA PARKS

鎌倉市御成町11-10
☎ 0467-84-7598

CHABAKKA TEA PARKS LABORATORY

鎌倉市笹目町6-7-202





6月16日は父の日です

上質な鎌倉ブランドのプレゼントで日頃の感謝を伝えませんか

鎌倉ビール 様

仕事が忙しくてお疲れ気味のお父さんへ、ほっとする時間を過ごしてもらえ、心明るくなるお花とビールのプレゼントはいかがでしょう。

鎌倉ビールでは、『月星花』の3種類飲み比べセットを、ナカムラ生花のお花とセットにしてお送りします。お花はひまわりのブーケカスプレーバラのアレンジメントから選べます。ビールはお父様へ、お花はお母様にプレゼントしても喜ばれます。さらに抽選でWプレゼントのチャンスも。鎌倉ビール公式ショッピングサイト限定のギフトです。



鎌倉ビール醸造株式会社

☎ 04647-23-5533
<https://www.kamakura-beer.co.jp/>
 オンラインショップからお申し込みください

鎌倉陽雅堂® 様

鎌倉彫陽雅堂では父の日のプレゼントとして『紳士下駄』を多数取り揃えております。令和元年の記念として、今年の夏は浴衣や和装に合わせ下駄をお勧めいたします。

鎌倉彫の下駄は高級な桐下駄に彫刻を施し、漆塗りで仕上げられています。桐材は一本の原木から採れる数が少なく古来より高級な材質として扱われてきました。桐下駄はとても軽く、丈夫です。二本歯の駒下駄から千両、草履タイプの右近など種類も豊富にございます。また柱目のきれいな白木の桐下駄や神代杉下駄もございます。



鎌倉彫陽雅堂®

鎌倉市雪ノ下1-8-30
 ☎ 04647-25-3736
<https://yogado.jp>

知っ得商標

～「令和」は商標登録を受けられるの??～

5月1日、元号が平成から令和に代わり、心機一転、仕事にも生活にも清新な活気が生まれるとともに、提出書類の元号変更にも恐れ狼狽してご舞い舞います。

「令和」を含んだ商標について商標登録を受けられるのか、というご相談を数件受けました。ニュースでは、中国で「令和」がらみの商標登録出願が千件以上あったと話題になっています。話題のワードについて商標登録を受ければ事業を有利に進められる(気がする)というのは、皆考えることが同じですね。今回の「知っ得商標」は、元号の商標登録についてです。

改元に先立ち特許庁は、「元号は商標登録できない」と、商標審査基準に明記しました。令和は単なる元号で特徴がない言葉だから、商標登録は認めないということになったのです。平成や昭和、大正も同様です。もっと古い元号は、ケースによります。

一方で、「令和」に个性的な言葉を組み合わせて特徴を持たせた商標は、登録できる可能性があります。お饅頭に「令和」や「令和まんじゅう」は商標登録できませんが、「令和日和」「令和の古都」のように特徴のある言葉にすると登録されます。

また、「令和」が商標登録できないのは、「令和」という名前の商品を販売してはいけないという意味ではなく、「誰もが自由に使っていい商標」ということになります。

ただし、皆が使用する商標は消費者に訴える力が弱いものです。商標は長く使用する事業の顔ですので、話題に乗って付けるのではなく、より効果の高いものを選択していただければと思います。



商標担当 芦田弁理士
 プリンは昔ながらの固い方が好き。おやつに持ち帰れるお店情報を募集中。